

## 建築行為なしでの長期優良住宅の認定が始まります

### 1. 改正の内容

これまで、一定の性能を有する住宅であっても、建築行為を行わない限り長期優良住宅の認定を取得することができませんでした。法改正により建築行為を伴わない場合でも認定（維持保全計画のみで認定）できる仕組みが新設されました。

### 2. 各申請手数料

戸数区分	工事種別	確認書または住宅性能評価書 有 住宅品質確保法に基づくもの		酒田市ですべて 審査をする場合	
		当初申請 法第5条第1～7項	変更申請 法第8条第1項	当初申請 法第5条第1～7項	変更申請 法第8条第1項
		1戸	新築	12,000円	6,000円
	既存住宅※	18,000円	9,000円	69,000円	34,000円
2～5戸	新築	22,000円	11,000円	108,000円	54,000円
	既存住宅※	34,000円	17,000円	162,000円	81,000円
6～10戸	新築	37,000円	19,000円	173,000円	87,000円
	既存住宅※	56,000円	28,000円	260,000円	130,000円
【新設】 11戸～	新築	62,000円	31,000円	342,000円	171,000円
	既存住宅※	93,000円	46,000円	513,000円	257,000円

※既存住宅：①増築又は改築の場合の認定申請【従来】

②建築行為を伴わない場合の認定申請【追加】

- (3) 譲受人の決定による変更申請（法第9条第1項）【変更なし】 2,000円  
(4) 管理者等の選任による変更申請（法第9条第3項）【追加】 2,000円  
(5) 地位の承継申請（法第10条） 1,700円

①増築又は改築の場合の認定を受けた者【従来】

②建築行為を伴わない場合の認定を受けた者【追加】

### 3. 施行日

令和4年10月1日（土）